

平成24年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の税(料)率等が改定されました

国民健康保険税

国民健康保険の財源は、加入者の皆様に納めていただいている保険税と国・県・市などからの負担金等でまかなわれています。厳しい経済情勢による保険税の減少が見込まれる一方、医療費等の支出は、今後も増加が予想されます。このような中、制度の活用により、国・県・市からの負担金等を確保し、医療費の支払いに不足する財源を保険税でまかなうため、条例改正により均等割、課税限度額を改定させていただくこととなりました。ご理解とご協力をお願いします。保険税率は下記のとおりです。

区分	課税対象	医療分 税率	後期高齢者 支援金分 税率	介護分 税率 ※1
		(改正前 ⇒ 改正後)	(改正前 ⇒ 改正後)	(改正前 ⇒ 改正後)
所得割	前年中の総所得から基礎控除33万円を差し引いた額	5.5% ⇒ 改定なし	1.8% ⇒ 改定なし	1.4% ⇒ 改定なし
資産割	本年度の固定資産税額の内、土地及び家屋分の税額	32.0% ⇒ 改定なし	8.0% ⇒ 改定なし	8.0% ⇒ 改定なし
均等割	国民健康保険加入者1人につき	21,500円 ⇒ 25,300円	7,000円 ⇒ 8,000円	10,000円 ⇒ 10,900円
平等割	1世帯につき	20,600円 ⇒ 改定なし	6,100円 ⇒ 改定なし	4,500円 ⇒ 改定なし
課税限度 (上記4つの合計額の限度額)		50万円 ⇒ 51万円	13万円 ⇒ 14万円	10万円 ⇒ 12万円

※1：介護分は、国民健康保険加入者の内、40歳以上65歳未満の方のみ対象で、医療分・後期高齢者支援金分に加算されます。(それ以外の方の所得や資産、人数などは、介護分の計算には影響しません。)

国民健康保険税の決定通知は7月中旬に郵送します。

平成23年中の所得に基づき、7月に平成24年度の国民健康保険税額を決定します。既に送付されている仮算定や仮徴収を納付されている方は決定した保険税から納めていただいた額を差し引いた、残りの額を納めていただくこととなります。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに、医療給付費の見込みなどに基づいて、静岡県後期高齢者医療広域連合で保険料率を定めています。保険料率は下記のとおりです。
※原則として、静岡県内で保険料率は均一となります。

	平成22・23年度	平成24・25年度
均等割額	36,400円	37,900円
所得割率	7.11%	7.39%
賦課限度額	500,000円	550,000円

保険料の計算式

保険料＝均等割額37,900円＋所得割額×
※基礎控除(33万円)後の総所得金額等×
所得割率(7.39%)

後期高齢者医療保険料のお知らせは8月中旬に郵送します。

平成23年中の所得に基づき、8月に平成24年度の後期高齢者医療保険料を決定します。既に今年度の保険料を年金より納付(仮徴収)されている方は決定した保険料から納めていただいた額を差し引いた、残りの額を納めていただくこととなります。

国民健康保険
後期高齢者医療制度からのお知らせ

【問合せ先】 健康増進課国保年金係 ☎ 3922

8月1日から国保高齢受給者証と後期高齢者保険証が切り替わります

国保高齢受給者証

70歳から74歳の皆様へ

8月1日からは藤色の保険証に変わります。新しい証は7月下旬に郵送します。高齢受給者証は70歳の誕生月の翌月(1日生まれの方は誕生月)から交付されます。これから70歳になる方には、誕生月の下旬に随時高齢受給者証を郵送します。

医療費の自己負担割合について

前年の所得などによって決定します。

現役並み所得者 3割 その他の方 1割

※現役並み所得者とは、同一世帯に住民税課税標準所得額が145万円以上の70歳～74歳までの国保被保険者がいる方ただし、70歳～74歳までの国保被保険者の収入合計が2人以上の場合で520万円未満、1人の場合は383万円未満である場合、申請すると1割になります。

後期高齢者医療保険証

75歳以上の皆様へ

8月1日からは緑色の保険証に変わります。新しい証は7月下旬に「黄色封筒」で郵送します。これから75歳になる方には誕生日の前月の下旬に随時後期高齢者医療保険証を郵送します。

医療費の自己負担割合について

前年の所得などによって決定します。

現役並み所得者 3割 その他の方 1割

※現役並み所得者とは、同一世帯に住民税課税標準額が145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方ただし、世帯に後期高齢者被保険者が1人の場合、収入が383万円未満、2人以上の場合、収入合計が520万円未満である場合、申請すると1割になります。

受給者証・保険証の内容(住所・氏名・生年月日)を確認しましょう！
また、有効期限の過ぎた古い証は、細かく裁断し破棄して下さい。

「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」
「限度額適用・標準負担額減額認定証」は申請が必要です

医療費が高額になった場合、経済的な負担が大きくなります。事前に「限度額適用認定証等」を医療機関に提示することにより、医療費の支払いを自己負担限度額までに抑えることができます。

後期高齢者医療保険の方

◎「限度額適用・標準負担額減額認定証」は世帯全員が住民税非課税の被保険者が交付対象者となります。
※既に認定証をお持ちの方で、今年度も交付要件に当てはまる場合は自動更新され、8月中に送付いたします。

国民健康保険の方

◎「限度額適用・標準負担額減額認定証」は70歳以上で非課税世帯の方が交付対象者となります。

◎「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」は70歳未満の方が交付対象者となります。

※「限度額適用認定証」は国民健康保険税に未納があると交付できません。「標準負担額減額認定証」は入院時の食事代が減額される証で、非課税世帯の方に交付されます。

これらの証の更新時期も毎年8月1日になります。引き続き利用される方は再度申請が必要になります。

申請に必要なもの 保険証・印鑑